⑹　会社法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもつて計上しなければならない準備金又は引当金がある場合には、次に掲げる事項（②の区別をすることが困難である場合にあつては、①に掲げる事項）
①　当該法令の条項
②　当該準備金又は引当金が１年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別
⑺　金融商品取引法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない事業者にあつては、次に掲げる事項
①　契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
②　申込期日経過後における新株式申込証拠金にかかる株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本準備金に繰り入れられることが予定されている金額

13　損益計算書に関する注記は、関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額とする。

14　株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、連結注記表を作成する事業者は、⑵に掲げる事項以外の事項は、省略することができる。
⑴　当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社（会社法第２条第13号に規定する会社をいう。以下同じ。）にあつては、種類ごとの発行済株式の数）
⑵　当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）
⑶　当該事業年度中に行つた剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第１項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項
①　配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
②　配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額
⑷　当該事業年度の末日における株式引受権に係る当該事業者の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）
⑸　当該事業年度の末日における当該事業者が発行している新株予約権（会社法第236条第１項第４号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該事業者の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）

15　税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因とする。
⑴　繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
⑵　繰延税金負債

16　リースにより使用する重要な固定資産に関する注記は、会社計算規則第108条に規定するファイナンス・リース取引の借主である事業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。
⑴　当該事業年度の末日における取得原価相当額
⑵　当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額
⑶　当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
⑷　⑴から⑶までに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

17　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、連結注記表を作成する事業者は、注記を要しない。
⑴　金融商品の状況に関する事項
⑵　金融商品の時価等に関する事項

18　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、連結注記表を作成する事業者は、注記を要しない。
⑴　賃貸等不動産の状況に関する事項
⑵　賃貸等不動産の時価に関する事項

19　持分法損益等に関する注記は、次に掲げる区分に応じて定める事項とし、⑴に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社（会社計算規則第２条第３項第18号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）を除外することができる。ただし、会社計算規則第61条に規定する連結計算書類を作成する事業者は、注記を要しない。
⑴　関連会社がある場合は、関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額
⑵　開示対象特別目的会社（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第４条に規定する特別目的会社（同条の規定により当該特別目的会社に対する出資者又は当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）がある場合は、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

20　関連当事者（会社計算規則第112条第４項に規定する者をいう。以下同じ。）との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引（当該事業者と第三者との間の取引で当該事業者と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。）がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとし、⑴から⑻までに掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。ただし、関連当事者との間の取引のうち次の①から③までに掲げる取引については、記載を要しない。
①　一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
②　取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
③　①及び②に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引
⑴　当該関連当事者が会社等（会社計算規則第２条第３項第16号に規定する会社等をいう。）であるときは、次に掲げる事項
①　その名称
②　当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める事業者が有する議決権の数の割合
③　当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
⑵　当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項
①　その氏名
②　当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
⑶　当該事業者と当該関連当事者との関係
⑷　取引の内容
⑸　取引の種類別の取引金額
⑹　取引条件及び取引条件の決定方針
⑺　取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高
⑻　取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が貸借対照表等に与えている影響の内容

21　一株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。
⑴　一株当たりの純資産額
⑵　一株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額